

子どもを虐待から守る条例を改正する条例（中間案）

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
	第一章 総則	第一章 総則	
1	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、<u>市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割</u>、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>【修正・追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の責務及び関係機関等の役割を追記</li> <li>・「指針の策定」表記を削除</li> </ul>
2	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。</p> <p>二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。</p> <p>三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p>	
3	<p>（基本的な考え方）</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない</p> <p>2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。</p> <p>3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>（基本的な考え方）</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。</p> <p>2 <u>虐待の防止に当たっては、虐待が社会的、経済的その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</u></p> <p>3 <u>子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</u></p> <p>4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>【修正・追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を許してはならず、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けた取組を追記</li> <li>・三重県子ども条例の制定、平成28年の児童福祉法改正等との整合を図り、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益」の記載に修正</li> </ul>
4	<p>（県の責務）</p> <p>第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p>	<p>（県の責務）</p> <p>第四条 （略）</p>	
5		<p>（市町の責務）</p> <p>第五条 <u>市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</u></p>	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年の児童福祉法改正により、県と市町の役割・責務が明確化されたことを踏まえ、「市町の責務」として、家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を規定</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
6	(県民の責務) 第五条 県民は、虐待を許してはならない。 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。	(市町との協働) 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。	
7	(保護者の責務) 第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。	(県民の責務) 第七条 県民は、 <u>基本的な考え方にとり、子ども及び保護者を含む近隣社会との連帯が虐待の防止に資することについて理解を深め、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</u> 2 県民は、 <u>虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</u>	【修正】 ・現行の第五条第一項の趣旨を第三条（基本的な考え方）へ移行し、基本的な考え方を踏まえた理解促進を追記 ・通告義務を規定
8	(市町との協働) 第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。	(保護者の責務) 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、 <u>また、その子どものしつけに際して体罰を決して行ってはならない。</u> 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、 <u>その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</u>	【追記】 ・第三条（基本的な考え方）及び児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日等）をふまえ、保護者は虐待に加えて、体罰を行ってはならない旨を追記
9	(関係機関等との協働) 第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。	(関係機関等の役割) 第九条 <u>関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通して、虐待の防止に努めるものとする。</u>	【修正】 ・関係機関等が虐待の防止に努める役割に修正
10	(地域社会の役割) 第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。	(地域社会の役割) 第十条 (略)	
	第二章 未然防止	第二章 未然防止	
11	(子育てに関する情報の提供等) 第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。	(子育て支援による未然防止の取組) 第十一条 県は、 <u>市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</u> 2 <u>市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</u>	【修正】 ・市町及び関係機関等による虐待の未然防止に資する事業について、県が適切に援助する旨に修正 ・虐待を未然に防止するために、市町は子育て家庭等への切れ目ない支援に努める旨を規定

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
12	<p>(子育て支援指針)</p> <p>第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。</p> <p>4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。</p>	<p>削除</p>	<p>【削除】</p> <p>・県等が行う未然防止の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</p>
	<p>第三章 早期発見及び早期対応</p>	<p>第三章 早期発見及び早期対応</p>	
13	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 <u>第一項に規定する通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行う又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p>	<p>【追記】</p> <p>・通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認めるときは、躊躇なく一時保護を行う旨を追記</p>
14	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</u></p>	<p>【修正・追記】</p> <p>・現行の第二十一条に規定する「子どもを虐待から守る家」の役割を子どもからの相談に対応する窓口として位置づけを修正</p>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
15	<p>(早期発見対応指針)</p> <p>第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下この条において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</li> </ul>
16		<p>(配偶者に対する暴力がある家庭への支援)</p> <p><u>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</u></p>	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者に対する暴力がある家庭における支援を規定</li> </ul>
17		<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p><u>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども自らの理解促進への支援に修正</li> <li>・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十四条から移行</li> </ul>
	第四章 保護及び支援	第四章 保護及び支援	
18	<p>(保護支援指針)</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針(以下この章において「保護支援指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</li> </ul>
19	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、<u>第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子ども</u>に対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p><u>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護支援指針」表記を削除</li> <li>・一時保護を行った子ども、在宅で養育される子どもへの適切な保護及び支援を行う旨に修正</li> </ul>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
20	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	【修正】 ・「保護支援指針」表記を削除
21		(権利擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他必要な対応を行うよう努めなければならない。	【新規】 ・県が子どもの権利擁護の推進に努める旨を規定
22		(社会的養育及び自立支援) 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託推進、児童養護施設等の施設の体制整備その他必要な支援を行うものとする。	【新規】 ・県が社会的養育及び自立支援に係る必要な支援を行う旨を規定
23		(転居時の情報共有) 第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう移転先の児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。 2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転し、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けた場合は、必要な支援が切れ目なく行われるよう市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 3 市町は、虐待を受け支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は虐待を受け当該市町以外の市町村が支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転する情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置に努めるものとする。	【新規】 ・虐待を受けた子どもが転居した場合に、速やかな引継ぎ等を実施する旨を規定

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	
24	(連携・協力体制の整備) 第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。 2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。	(連携・協力体制の整備) <u>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</u> 2 <u>市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等と綿密な連携及び適切な役割分担のもとに協働で支援する体制の整備に努めるものとする。</u>	【修正】 ・第18条及び第19条を統合し、県が様々な専門職等と連携して虐待の防止に当たる体制整備に努める旨に修正 ・県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置されている現状をふまえ、市町が当該協議会の活用等に努める規定に修正
25	(専門家による援助体制の整備) 第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。		
26	(在宅における支援体制の整備) 第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。	(在宅における支援体制の整備) 第二十二条 (略)	
27	(子どもを虐待から守る家) 第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。 一 子どもからの相談に応ずること。 二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。 2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。 3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。 4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。 5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。	(改正後の第十三条に移行)	【修正】 ・本条を第13条（通告等に係る体制の整備等）に移行し、子どもからの相談に対応する窓口として役割を修正
28	(乳幼児を保護するための拠点施設) 第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。 2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。	削除	【削除】 ・乳幼児の保護について、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設等への一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、本条を削除

採番	現行条例	改正条例案	備考
29		(子ども虐待防止啓発月間) 第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。	【修正】 ・県が、市町及び関係機関等による啓発事業等への協力を努める旨に修正 ・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十三条から移行
30		(人材の養成等) 第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする職員の確保及び資質向上を図るものとする。 2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。	【修正】 ・児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、職員の確保及び資質の向上を図る旨に修正 ・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十五条から移行
31		(調査研究等) 第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十六条から移行
	第六章 その他の施策	【章を削除】	
32	(子ども虐待防止啓発月間) 第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。	(改正後の第二十三条に移行)	・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
33	(子ども自身による安全確保への支援) 第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。	(改正後の第十五条に移行)	・内容に鑑み、「第三章早期発見及び早期対応」へ移行
34	(人材の養成等) 第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。	(改正後の第二十四条に移行)	・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行

採番	現行条例	改正条例案	備考
35	(調査研究等) 第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	(改正後の第二十五条に移行)	・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
	第七章 雑則	第六章 雑則	
36	(秘密の保持) 第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。 2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。	(秘密の保持) 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、 <u>取り扱う個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。</u> 2 <u>職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</u>	【修正】 ・守秘義務に関し、児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日）との整合を図るよう修正
37	(年次報告) 第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	(年次報告) 第二十七条 (略)	
38	(委任) 第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第二十八条 (略)	